# 令和7年度税制改正の大綱

令和6年12月27日 閣 議 決 定

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型 DC 及び iDeCo)の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

# 一 個人所得課稅

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

### (国 税)

- (1) 基礎控除
  - ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。
  - ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
    - イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円
    - ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
    - ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
    - ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円
  - ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要 の措置を講ずる。
  - (注1)上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与

等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る 超過額について、当該公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給 を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

## (2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除 後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。
- (注)上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記② の給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収 税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給 与等について適用する。

## (3) 特定親族特別控除(仮称)

① 居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3万円

② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公

的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (注)上記①の改正は令和7年分以後の所得税について、上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与所得者については令和7年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。
- (4) 上記(1) から(3) までの見直しに伴う所要の措置
  - ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下(現行: 48 万円以下)に引き上げる。
  - ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
  - ③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。
  - ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げる。
  - ⑤ その他所要の措置を講ずる。
  - (注)上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

### (地方税)

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

- (2) 特定親族特別控除(仮称)
  - ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等 (その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円

100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3万円

- ② その他所要の措置を講ずる。
- (3) 所得税における(2) から(4) までの見直しに伴う所要の措置
  - ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下 (現行:48万円以下)に引き上げる。
  - ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
  - ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。
  - ④ その他所要の措置を講ずる。
- (注)上記の改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。
- 2 金融・証券税制

### (国 税)

## [延長·拡充等]

- (1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。
  - ① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。
    - イ 令和8年1月1日以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、 その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長 に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応 する部分の金額の還付を請求することができることとする。この場合にお

いて、その取得をした特定株式の取得価額は、その年分の所得税について 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた 金額(口において「適用額」という。)と本措置の適用を受けた特定株式 控除未済額(口において「適用特定株式控除未済額」という。)との合計 額(当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当するものである場合には、 当該合計額のうち 20 億円を超える部分の金額)をその取得に要した金額 から控除した金額とする。

- (注1)上記の「特定株式控除未済額」とは、その年分の一般株式等に係る 譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、 その年中に払込みにより取得をした特定株式に係る控除対象特定株式 の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部 分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発 行される特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計 額に相当する金額をいう。
- (注2) 上記の措置は、その年の前年分の確定申告書に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り、適用できることとする。
- ロ 令和8年1月1日以後に特例適用控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その取得をした年の翌年中に当該特例適用控除対象特定株式の譲渡をした場合(その譲渡が当該特例適用控除対象特定株式に係る上場等の日以後に行われたものである場合その他一定の場合を除く。)には、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、当該特例適用控除対象特定株式に係る適用額と適用特定株式控除未済額との合計額(20億円を超える場合には、20億円)をその取得に要した金額(当該適用額と当該適用特定株式控除未済額との合計額が20億円を超える場合には、当該金額から当該超える部分の金額を控除した金額)から控除した金額とする。
- ハ 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額 の控除等について、上記イ及びロと同様の措置を講ずる。

- ② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA) について、次の措置を講ずる。
  - ① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。
    - イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日(その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日)において設けられることとする。
    - ロ 非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。)の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。
    - ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に 設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所 の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受 けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘 定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。
  - ② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。
    - イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価 の額に係る要件について、次の措置を講ずる。
      - (イ) 当該取得対価の額を1口(取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位)当たり1万円以下(現行:1,000円以下)に引き上げる。

- (ロ)下記口により、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。
  - a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。
  - b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。
  - c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表 最終価格が3万円以下であること。
  - (注)上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表された その日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等 に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。
- ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、 一定額をもって取得することができる上場株式投資信託の受益権(その口 数のうち最も多い口数のものに限る。)につき定期かつ継続的な方法によ る買付けの委託等により取得するものを含むこととする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (3) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA) について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととする。
  - ① 当該居住者等の未成年者口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日(当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日をいう。)の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日(当該居住者等がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日をいう。)の翌日のいずれか遅い日
  - ② 令和8年1月1日
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等

を加える。

- ① 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座開設届出書 (勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限 る。)の提出をしたことにより開設された口座でその開設の時から非課税口 座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、そ の該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設され ている特定口座に一定の方法により移管されるもの
- ② 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し勘定廃止通知書又は非 課税口座廃止通知書の提出等をしたことにより非課税口座に設けられた勘定 でその設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない こととされたものに係る上場株式等で、その該当しないこととされた日にそ の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法によ り移管されるもの
- (5) 告知制度について、次の措置を講ずる。
  - ① 次に掲げる告知又は告知書の提出(以下「告知等」という。)をする個人が当該告知等を受ける者に対して当該個人の個人番号の告知又は告知書への記載を要しないこととする措置について、当該告知等を受ける者が、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(以下「口座管理法」という。)に基づき預金保険機構から当該個人の本人特定事項及び個人番号の通知を受けて当該個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、本措置の適用を受けることができることとする。
    - イ 利子、配当等の受領者の告知
    - ロ 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
    - ハ 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出
    - ニ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
    - ホ 交付金銭等の受領者の告知
    - へ 償還金等の受領者の告知
    - ト 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
    - チ 先物取引の差金等決済をする者の告知

- リ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- ヌ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- ル 非課税口座開設届出書等の提出をする者の告知
- ヲ 国外送金等をする者の告知書の提出
- ワ 国外証券移管等をする者の告知書の提出
- カ 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出
- ② 次に掲げる告知書の提出をする個人が当該告知書の提出の際に必要な本人確認書類の提示等を要しないこととする措置について、当該告知書の提出を受ける者が、口座管理法に基づき預金保険機構から当該個人の本人特定事項及び個人番号の通知を受けて当該個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、当該個人は、本措置の適用を受けることができることとする。
  - イ 国外送金等をする者の告知書の提出
  - ロ 国外証券移管等をする者の告知書の提出
  - ハ 国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出
- ③ その他所要の措置を講ずる。
- (6) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40 ㎡以上50 ㎡未満の認定住宅等(認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。)のうち令和7年12月31日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

#### (地方税)

個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕(1)から(4)まで及び(6)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

3 子育て支援に関する政策税制

#### (国 税)

- (1) 生命保険料控除について、次の見直しを行う。
  - ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000 円超	一律 60,000 円

- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、 一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)とする。
- ③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計 適用限度額は12万円とする(現行と同じ。)。
- (2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。
  - ① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500 万円
省工ネ基準適合住宅	4,000 万円

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。
- (注1)「特例対象個人」とは、個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。
- (注2)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準

適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

- (注3)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建 物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。
- (注4) 上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の 所得税額の特別控除と同様とする。
- (3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別 控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずる。
  - ① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	
ZEH水準省エネ住宅	5,000 万円
省工ネ基準適合住宅	

- ② 上記(2)②と同様の措置を講ずる。
- (注)上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様 とする。
- (4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。
  - (注)上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、 現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同 様とする。

## (地方税)

個人住民税について、所得税における(2)及び(3)の見直しに伴い、所要の 措置を講ずる。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡する。

### 4 土地税制

## (国 税)

### 〔廃止〕

帰還・移住等環境整備推進法人に対する土地等の譲渡に係る次に掲げる特例は、 令和7年3月31日をもって廃止する(次の(2)の特例は、法人税についても同様とする。)。

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除 (地方税)

個人住民税について、所得税における〔廃止〕(1)及び(2)の見直しに伴い、 所要の措置を講ずる。

### 5 租税特別措置等

#### (国 税)

#### [延長・拡充]

- (1) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、 次の措置を講ずる。
  - ① 申請書の提出があった日から1月以内に国税庁長官の承認をしないことの 決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例(以下「承認に係 る特例」という。)について、次の措置を講ずる。
    - イ 対象範囲に、次に掲げる贈与又は遺贈(以下「贈与等」という。)を加 える。
      - (イ)国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い同法に基づき設立される国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で機構の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの
    - (ロ) 準学校法人に対する贈与等で当該準学校法人の理事、監事、評議員そ

- の他これらの者に準ずるもの(その親族等を含む。以下「役員等」という。)以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該準学校 法人の基本金に組み入れられるもの
- (ハ)新たな公益信託制度における公益信託(以下「公益信託」という。) の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で当該公益信託の受 託者及び信託管理人(これらの者の理事等を含む。)並びにこれらの者 の親族等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が一定の手 続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金 に組み入れられるもの
- ロ 私立学校法の改正に伴い、全ての学校法人に対する贈与等で当該学校法 人の役員等以外の者からのもののうち、その贈与等に係る財産が当該学校 法人の基本金に組み入れられるものについて、承認に係る特例の対象とす る。
- ② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産が上記①の基金又は基本金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする。
- ③ 特定一般法人が他の公益法人等に非課税承認を受けた財産を贈与した場合における非課税の継続適用措置について、適用対象に、特定一般法人が公益目的支出計画に基づき当該財産を公益信託の信託財産とする場合を加える。
- ④ 機構に対する財産の贈与等については、国税庁長官の承認の要件について 当該贈与等に係る財産がその贈与等があった日から2年を経過する日までの 期間内に、機構のその贈与等に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供 される見込みであることを要件とする。
- ⑤ 公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合において、当該公益法人等が、その旨その他の事項を記載した届出書に当該財産を当該公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類を添付して、これを国税庁長官に提出したときは、国税庁長官は当該財産の贈与等に係る非課税承認を取り消すことができることとする。

- ⑥ 非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消しにより生じた信託財産に係る所得について、当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとするほか、所要の措置を講ずる。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (3) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けに つき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける 経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。
- (5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金 銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除 により受ける経済的な利益の価額については、その事業内容の見直し後も引き 続き所得税を課さないこととする。
- (6) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象 となる学校法人及び準学校法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、会計監査報 告その他一定の書類を加える。

### (地方税)

個人住民税について、所得税における〔延長・拡充〕(1)から(5)までの見 直しに伴い、所要の措置を講ずる。

#### 6 その他

### (国 税)

- (1) 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
  - ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
  - ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

- イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額 6.2 万円(現行:月額 5.5 万円)
- 口 確定給付企業年金制度の加入者 月額 6.2 万円(現行:月額 5.5 万円) から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ③ 個人型確定拠出年金制度について、60 歳以上 70 歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額 6.2 万円とする。
- ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
  - イ 第一号被保険者 月額 7.5 万円 (現行:月額 6.8 万円)
  - ロ 企業年金加入者 月額 6.2 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額 及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(現行:月額 2.0 万円)
  - ハ 企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。) 月額 6.2 万円(現行:月額 2.3 万円)
- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額 7.5 万円 (現行:月額 6.8 万円) とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しを行う。
  - ① 受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。
    - (注1) 上記の「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に

係る発行法人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税 信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該 役員等が受益者等として指定されるものをいう。

- (注2) 上記の「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。
- (注3)上記(注1)の「発行法人等」とは、特定株式の発行法人、当該発行 法人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。
- ② その他所要の措置を講ずる。
- (3) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、署名 用電子証明書を送信する方法に代えて、行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を送信す る方法によることができることとする。
- (4) 退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。)を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年(現行:7年)とする。
  - (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。
- (5) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類(以下「控除証明書」という。)の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。
  - ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
  - ② 生命保険料控除の証明書
  - ③ 地震保険料控除の証明書
  - (注)上記の改正は、令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提

出する場合について適用する。

- (6) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉 徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票 の記載事項について所要の見直しを行う。
  - (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票 について適用する。
- (7) 社会医療法人制度における認定要件について、関係法令の改正により次の見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等(所得税法別表第一)とする。
  - ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)とする。
  - ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療 による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを 法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額 を加える。
  - ③ 本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの要件について、現行の本来業務に係る費用の額及び経常費用の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、下限となる割合を 100 分の 63 とする。
  - (注1)上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療

保健業務(上記②にあっては、本来業務)に係るものをいう。

- (注2) 上記の「医療保健業務」とは、社会医療法人の本来業務及び附帯業務 (医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。
- (8) 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、引き続き公共法人等(所得税法別表第一)とする。
- (9) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構(仮称)を公共法人等(所得税法別表第一)とする。
- (10) 独立行政法人男女共同参画機構法(仮称)の制定を前提に、独立行政法人 男女共同参画機構(仮称)を公共法人等(所得税法別表第一)とする。
- (11) 土地改良法の改正により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き公共法人等(所得税法別表第一)とする。
- (12) 日本学術会議法(仮称)の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を公共法人等(所得税法別表第一)とする。
- (13) 厚生年金保険法の遺族厚生年金等について、厚生年金保険法等の改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (14) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により引き続き支給 されることとなる特別弔慰金について、次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
- (15) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の 法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 所得税を課さない。
  - ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
  - ③ 障害年金を受けている者等を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。

### (地方税)

### 〈個人住民税〉

- (1) 退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。)を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得申告書の保存期間を10年(現行:7年)とする。
  - (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。
- (2) 個人住民税の申告において、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類(以下「控除証明書」という。)の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を個人住民税の申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。
  - ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
  - ② 生命保険料控除の証明書
  - ③ 地震保険料控除の証明書
- (注)上記の改正は、令和9年度分以後の個人住民税の申告書を令和9年1月1 日以後に提出する場合について適用する。
- (3) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての納税義務者 (現行:退職手当等の支払をする法人の役員である納税義務者)に係る退職所 得の特別徴収票を市町村長に提出しなければならないこととするほか、当該特 別徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。
  - (注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の特別徴収票 について適用する。
- (4) 個人住民税について、所得税における(1) から(3) まで、(10) 及び(13) から(15) までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (5) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

### 〈国民健康保険税〉

- (6) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。
  - ① 基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げる。
  - ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 26 万円 (現行:24 万円) に引き上げる。
- (7) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を30.5万円(現行:29.5万円)に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数 に乗ずべき金額を56万円(現行:54.5万円)に引き上げる。

## 二 資産課税

1 租税特別措置等

(国 税)

[延長・拡充等]

〈相続税・贈与税〉

- (1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び 山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受ける ことができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。
- (3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
- (4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- (注)上記(3)及び(4)の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する 財産に係る贈与税について適用する。

### 〈登録免許税〉

- (5) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減 措置について、軽減税率を 1,000 分の 2 (現行:1,000 分の 1.5) に引き上げ た上、その適用期限を 3 年延長する。
- (6) 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 2 (現行:1,000 分の 1.5) に引き上げた上、その適用期限を 3 年延長する。
- (7) 日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 2 (現行:1,000 分の 1.5) に引き上げた上、その適用期限を 3 年延長する。
- (8) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、産業競争力強化法の事業再編計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画(仮称)に基づき行う合併の登記等について、産業競争力強化法の認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の対象とする。
- (9) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が不動産の取得後に新築等又は 特定増築等に着手するまでの期間に係る要件を、不動産の取得後3年以内 (現行:2年以内)とする。
  - ② 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する建替え又は特定増築 等をすることが必要な建築物の築年数要件を、新築の日から 15 年(現行: 10年)を経過したこととする。
- (11) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限 を2年延長する。

### 〈印紙税〉

(12) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を3年延長する。

### 〔廃止〕

### 〈登録免許税〉

帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記 等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

### (地方税)

### 〔新設〕

## 〈固定資産税〉

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産(次の線区に存するものに限る。)に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2(一定の鉄軌道事業者については4分の3)とする特例措置を令和9年3月31日まで講ずる。

- ① 1日当たりの片道断面輸送量が1万人未満の線区
- ② 1日当たりの片道断面輸送量が1万人以上15万人未満の線区(一定の鉄 軌道事業者の線区を除く。)
- ③ 1日当たりの片道断面輸送量が 15 万人以上の線区であって、貨物運送を行う列車又は運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送を行う列車が運行する線区(一定の鉄軌道事業者の線区を除く。)

#### 〔延長・拡充等〕

### 〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。
  - ② 当該機械・装置等に係る課税標準を、次のとおり(現行:最初の3年間価格の2分の1(雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取

得されるものは最初の5年間価格の3分の1、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4年間価格の3分の1))とする。

- イ 雇用者給与等支給額を 1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた 場合 最初の3年間価格の2分の1
- ロ 雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の5年間価格の4分の1
- (2) 令和2年7月豪雨により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした償却資産に係る固定資産税については、被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を引き続き適用できることとする。
- (3) 令和7年度分及び令和8年度分の令和2年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。
- (4) 令和2年7月豪雨により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税については、被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を引き続き適用できることとする。
- (5) 港湾法の改正を前提に、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島 海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域において、 国の無利子資金の貸付けを受けて改良された同法に規定する特別特定技術基準 対象施設である護岸、岸壁及び物揚場に係る固定資産税の課税標準の特例措置 について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
  - ① 対象地域を全国(現行:南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域)に拡大する。
  - ② 対象資産を政府の補助を受けて同法に規定する協働防護計画(仮称)が作成された国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得され、 又は改良された協定特定港湾施設(仮称)であって国土交通大臣が認めた護 岸、岸壁、物揚場、防潮堤、堤防及び胸壁(現行:国の無利子資金の貸付け

- を受けて改良された同法に規定する特別特定技術基準対象施設である護岸、 岸壁及び物揚場)とする。
- (6) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産 に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に規定する廃 棄物処理施設又は設備を加える。
- (7) 社会福祉事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税 の非課税措置について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事 業の用に供する固定資産を加える。
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、 国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する 公共施設のうち公共代替性が高く、民間競合のおそれのない施設の用に供する 家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適 用期限を5年延長する。
- (9) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき、電波法の規定によりローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象となるシステムをその主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるものとする等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (10) 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財 に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する土地及び家屋に係 る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置の 適用期限を2年延長する。
- (12) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利 増進事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 都市再開発法に規定する市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

- (14) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた 土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を3年 延長する。
- (15) 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に基づくシェアサイクル事業のうち、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画の都市機能誘導区域内において新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (16) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街 区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税 の減額措置の適用期限を2年延長する。
- (17) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の 減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等 の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンショ ンの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、 当該減額措置を適用することができることとした上、その適用期限を2年延長 する。
- (18) 鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に 資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
- (19) 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に 資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用 期限を2年延長する。
- (20) 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に対して、次の措置を講ずる。
  - ① 鉄軌道事業者又は一定の第三セクター若しくは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
  - ② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備した線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延

長する。

- (21) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (22) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (23) 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾において、港湾運営会社が、国の無利子資金の貸付け又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (24) 特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭の整備を図るため、港湾管理者が作成する特定利用推進計画の一定の事業を実施する者が、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (25) 防災上重要な道路等における無電柱化のため、道路の地下に埋設するため に新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延 長する。
- (26) 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に 係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- (27) 鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

#### 〈不動産取得税〉

(28) 農地等の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度について、営農 困難時貸付けの適用を受けることができる事由に、農業に従事することが困難 な故障として介護医療院への入所を加える。

- (29) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、適用対象に企業グループ内の法人間で行われる一定の事業の譲受けにより取得した場合を加える。
- (30) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が不動産特定共同事業契約 に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が不動産の取得後に新築等又は 特定増築等に着手するまでの期間に係る要件を、不動産の取得後3年以内 (現行:2年以内)とする。
  - ② 特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する建替え又は特定増築等をすることが必要な建築物の築年数要件を、新築の日から 15 年(現行: 10年)を経過したこととする。
- (31) 社会福祉事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置 について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供す る不動産を加える。
- (32) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、 国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する 公共施設のうち公共代替性が高く、民間競合のおそれのない施設の用に供する 家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (33) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (34) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (35) 公益社団法人又は公益財団法人が取得した文化財保護法に規定する重要無 形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に 係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (36) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画等に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (37) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (38) 都市再生特別措置法の規定による公告があった居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づく移転により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特別措置の適用期限を2年延長する。
- (39) 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地 について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合 要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係 る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
- (40) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (41) 信託会社等が投資信託により取得した一定の不動産及び投資法人が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (42) 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に 係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る 不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。

## 〈事業所税〉

- (43) 民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業について、都市再生特別措置法の改正後も引き続き収益事業から除外される事業として、事業所税を非課税とする措置を講ずる。
- (44) 社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供する施設を加える。
- (45) 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における特定民間観光 関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2

年延長する。

- (46) 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域における一定の情報 通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の 特例措置の適用期限を2年延長する。
- (47) 沖縄振興特別措置法に規定する産業イノベーション促進地域における一定 の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特 例措置の適用期限を2年延長する。
- (48) 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域における一定の 産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例 措置の適用期限を2年延長する。

[廃止・縮減等]

〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 政府の補助を受けて取得した一定の燃料電池自動車用水素充填設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる燃料電池自動車用水素充填設備の取得価額要件を3億円以上(現行:1億5,000万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に 基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の 課税標準の特例措置について、市民緑地が設置される前と比して緑化施設の面 積が増加すること等の要件を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 鉄軌道事業者が取得した新造車両等に係る固定資産税の課税標準の特例措置 について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 一定の鉄軌道事業者が取得した改良車両に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3(現行:3分の2)とする。
  - ② 一定の鉄軌道事業者について、適用対象となる改良車両に一定の環境性能要件を加える。
- (4) 平成 28 年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税 の課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 平成 28 年熊本地震により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃

止する。

- (6) 平成 30 年7月豪雨により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (7) 平成 30 年 7 月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (8) 平成 30 年7月豪雨により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。
- (9) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が同法に 規定する帰還・移住等環境整備事業計画に基づき一定の事業の用に供する土地 及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止す る。

### 〈不動産取得税〉

(10) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が同法 に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に基づき取得した一定の土地に係る 不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

#### 〈事業所税〉

(11) 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が設置する一定の保育施設において行う事業に係る事業所税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

#### 2 その他

#### (国 税)

- (1) 相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行う。
- (2) 関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件について次の見直 しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相 続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する。
  - ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超

えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金 等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保 健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的な ものに限る。)とする。

- ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療 による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを 法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額 を加える。
- (注1)上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務(上記②にあっては、本来業務)に係るものをいう。
- (注2)上記の「医療保健業務」とは、医療法人の本来業務及び附帯業務(医業 及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービス に係る業務に限る。)をいう。
- (3) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地所有適格法人について、議決権 要件の特例が措置された後も、現行の農地所有適格法人に講じられている農用 地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に 対する登録免許税の税率の軽減措置等を適用する。
- (4) 土地改良法の改正を前提に、改正後の土地改良事業について、土地改良事業 の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に対する登録免許税の非課税措 置を引き続き適用する。
- (5) 独立行政法人男女共同参画機構法(仮称)の制定を前提に、独立行政法人男女共同参画機構(仮称)を非課税法人(登録免許税法別表第二、印紙税法別表第二)とする。
- (6) 関係法律の改正を前提に、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支

- 払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、引き続き登録免許税法別表第三 (登録免許税の非課税登記等)掲名法人とする。
- (7) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構(仮称)が業務の用に供する建物の所有権の取得登記に対する登録免許税を非課税とする措置(登録免許税法別表第三)を講ずる。
- (8) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に規定する生物多様性維持協定が締結された一定の土地の相続税等における評価方法について、同協定が締結されていないものとして評価した価額から、その価額に100分の20を乗じて計算した金額を控除して評価することを明確化する。
- (9) 独立行政法人日本学生支援機構法に基づき独立行政法人日本学生支援機構等が行う学資の支給に係る業務に関する文書で同機構等が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (10) 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、同基金が作成する一定の業務に関する文書については、引き続き印紙税を課さないこととする。
- (11) 健康増進法の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託 を受けて行う検診等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについ ては、印紙税を課さないこととする。
- (12) 予防接種法の改正に伴い、国民健康保険団体連合会が市町村長又は都道府 県知事からの委託を受けて行う定期の予防接種等の実施事務等に係る業務に関 する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。
- (13) 母子保健法の改正に伴い、国民健康保険団体連合会が市町村からの委託を 受けて行う健康診査等に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものにつ いては、印紙税を課さないこととする。
- (14) 日本学術会議法(仮称)の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を非課税法人(印紙税法別表第二)とする。
- (15) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長する。
- (16) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により引き続き支給

されることとなる特別弔慰金について、特別弔慰金に関する書類及び特別弔慰 金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さないこととす る。

(17) 土地改良法の改正を前提に、土地改良事業に係る見直し等が行われた後も、 土地改良区等を引き続き印紙税の非課税法人とする。

### (地方税)

### 〈固定資産税・都市計画税〉

- (1) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。
- (2) 関係法令の改正を前提に、農地所有適格法人がアグリビジネス投資育成株式会社から過半出資を受けることが可能になった後も、現行制度と同様に、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる。
- (3) 土地改良法の改正を前提に、改正後の土地改良区、土地改良区連合及び土地 改良事業団体連合会について、現行制度と同様の措置を講ずる。

#### 〈不動産取得税〉

- (4) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、現行制度と同様の特例措置を講ずる。
- (5) 農業経営基盤強化促進法の改正により新たに措置された議決権要件の特例の 適用を受ける農地所有適格法人についても、現行制度と同様の措置を講ずる。
- (6) 土地改良法の改正を前提に、改正後の土地改良区、土地改良区連合及び土地 改良事業団体連合会について、現行制度と同様の措置を講ずる。

#### 〈事業所税〉

- (7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。
  - ① マンション除却組合(仮称)を公益法人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
  - ② マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合 (仮称)及びマンション等売却組合(仮称)への改組後も、引き続き公益法

人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

- ③ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き公益法人等とみなして、 収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- (8) 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金 の業務範囲の見直し等が行われた後も、同基金が行う事業に係る事業所税につ いて、引き続き非課税とする措置を講ずる。
- (9) 日本学術会議法(仮称)の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新た に設立される法人が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税 とする措置を講ずる。
- (10) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構(仮称)が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
- (11) 関係法令の改正を前提に、公益法人等の収益事業から除外される医療保健業の要件の見直し及び社会医療法人制度における認定要件の見直しが行われた後も、社会医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。
- (12) 土地改良法の改正により次の法人の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 土地改良区又は土地改良区連合が行う事業に対する事業所税について、非 課税とする措置を講ずる。
  - ② 土地改良事業団体連合会が行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

#### 三 法人課税

1 地方創生や活力ある地域経済の実現

#### (国 税)

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、 その適用期限を2年延長する。

- ① 所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17% (現行:15%) に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。
- (2) 中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限を2年延長する(適用期限の延長は、所得税についても同様とする。)。
  - (注)上記の「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に 関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、 農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総 株主の議決権の過半数を有しているものをいう。
- (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する(次の①の措置及び④の措置を除き、所得税についても同様とする。)。
  - ① 関係法令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
    - イ 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が 7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行 うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要 不可欠な設備 (機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びに ソフトウエアで、一定の規模以上のもの)を追加する。
      - (注1) 経済産業大臣が定める要件は、次の要件とする。
        - (イ) 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表 (ロード マップ) を作成していること。
        - (ロ) 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。
          - (注)上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請す

る事業年度の直前の事業年度をいう。

- (ハ) 売上高 100 億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。
- (二) 売上高 100 億円超及び年平均 10%以上の売上高成長率を目指す 投資計画であること。
- (ホ) 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。
  - a 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。
  - b 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。
  - c 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備 の新設又は増設をするものであること。
- (へ) 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。
- (ト)上記のほか、売上高 100 億円超を目指すために必要とされる要件 を満たすこと。
- (注2) 上記の設備には、医療保健業を行う事業者が取得等をするもの及び 発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をす るものを含まないこととする。
- (注3)上記の「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう ((イ)、(ロ)及び(ニ)の設備については、現行の特定経営力向上 設備等と同様とする。)。
  - (イ)機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
  - (ロ)工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円 以上のもの
  - (ハ) 建物及びその附属設備 一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円以上のもの
  - (ニ) ソフトウエア 一の取得価額が70万円以上のもの
- ロ 上記イの設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで (建物及びその附属設備については、その取得価額の 15%又は 25%)の

特別償却とその取得価額の7%(建物及びその附属設備については、1% 又は2%)の税額控除との選択適用ができることとする。なお、一定の中 小企業者等が取得等をする上記イの設備(建物及びその附属設備を除く。) の税額控除率は10%とする。ただし、上記イの設備の取得価額の合計額 のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度とする。

- (注1)建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度(以下「供用年度」という。)の給与増加割合が2.5%以上である場合には、それぞれ15%又は1%とし、供用年度の給与増加割合が5%以上である場合には、それぞれ25%又は2%とする。ただし、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は上記イの投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、建物及びその附属設備については、特別償却及び税額控除は適用できないこととする。
- (注2) 上記の「給与増加割合」とは、その事業年度における雇用者給与等 支給額からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を 控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給 額に対する割合をいう。
- (注3) 上記の「雇用者給与等支給額」とは、法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額をいう。
- (注4) 上記の「一定の中小企業者等」とは、中小企業者等のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人(農業協同組合等及び商店街振興組合を除く。)以外の法人をいう。
- ハ 上記イの経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととする。
- ② 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記①イのほか、次の見直しを行う。
  - イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年

平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。

- ロ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げる。
- ハ 次の設備を除外する。
  - (イ)遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資 の目的を達成するために必要不可欠な設備(デジタル化設備)
  - (ロ) 暗号資産マイニング業の用に供する設備
- ③ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画(仮称)に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、改正後の本制度の対象とする。
- ④ 関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外する。
- (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の 特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3 年延長する(所得税についても同様とする。)。
  - ① 特別償却率を 50%に、税額控除率を 5%に、それぞれ引き上げる措置について、次の措置を講ずる。
    - イ 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合を加える。
    - (イ) その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において次の要件を満たすものとして指定された業種(以下「指定業種」という。)に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。

- a その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して 一定水準以上であること。
- b その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数 又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以 上であること。
- c その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標 等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されていること。
- (ロ) その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。
- (ハ) その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見 込まれるものであること。
- (二) その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。
- ロ 本措置の対象である直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合について、その要件にその承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることを加える。
- ハ 労働生産性の伸び率が4%以上となることが見込まれることとの要件に おけるその対象である中小企業者の範囲について、所要の措置を講ずる。
- ② 機械装置及び器具備品の特別償却率を 35% (現行:40%) に引き下げる。
- ③ 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上(現行: 2,000万円以上)に引き上げる。
- ④ 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、次の見直しを行う。 イ 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資する類型を除 外する。
  - ロ 要件に、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となること

が見込まれることとの要件を加える。

- ハ 先進性に係る要件について、次の運用の改善を行う。
  - (イ) 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることの確認を不要とする。
  - (ロ) 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる。
- 二 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件を1億円以上(現 行:2,000万円以上)に引き上げる。
- ホ 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者(以下「対象事業者」という。) が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業 年度における減価償却費の額の 20%以上の額であることとの要件につい て、次の見直しを行う。
  - (イ) 前事業年度における減価償却費の額について、会社法の適用のない法 人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化する。
  - (ロ) 前事業年度における減価償却費の額に乗ずる割合を 25%に引き上げる。
- (5) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。
  - ① まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(以下「寄附活用事業」という。) を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面(以下「確認書面」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに内閣総理大臣に確認書面を提出しなければならないこととする。
    - イ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者とその寄附活用事業に関連する寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社(以下「寄附法人等」という。)との間に取引等の関係があるとき その寄附金を支出した法人からその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した日

- ロ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者がその寄附活用事業に係る事業の契約の相手方となったとき その契約の締結の日
- ハ 寄附活用事業に係る事業の歳出予算がその認定地方公共団体の議会において議決される前にその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合 その寄附金を受領した日
- ② 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、その認定地方公共団体は内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとする。ただし、寄附金を支出した法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、その寄附金を受領した認定地方公共団体が第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。
  - イ その寄附活用事業に係る事業の入札において応札者が一の者又は一の者 とその者の関係者のみであり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人 等である場合
  - ロ その寄附活用事業に係る事業に関する契約が随意契約(少額のものを除く。)であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合
  - ハ その寄附活用事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその 関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合
  - ニ その寄附活用事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係 者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合
- ③ 上記②の報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けた寄附活用事業及び寄附金を支出した法人の名称(その名称を公表しない場合は、その理由)を公表することとする。
- ④ 認定地方公共団体は、寄附活用事業に係る事業について、一般競争入札、 指名競争入札又は随意契約(少額のものを除く。)により契約の相手方を選 定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表することとす る。

- ⑤ 地域再生計画の認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、地域再生計画の認定を受けることができないこととする。ただし、地方公共団体が自ら認定の取消しを申し出たことにより地域再生計画の認定が取り消された場合(地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。)は、この限りでない。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

### (地方税)

- (1) 国税(2) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (2) 国税(3) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (3) 国税(4) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (4) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法 人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、 次の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長する。
  - ① まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(以下「寄附活用事業」という。) を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面(以下「確認書面」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の日以後速やかに内閣総理大臣に確認書面を提出しなければならないこととする。
    - イ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者とその寄附活用事業に関連する寄附金を支出した法人又はその法人の関係会社(以下「寄附法人等」という。)との間に取引等の関係があるとき その寄附金を支出した法人からその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した日
    - ロ 寄附活用事業の企画・立案に、その認定地方公共団体以外の者が関与している場合において、その者がその寄附活用事業に係る事業の契約の相手方となったとき その契約の締結の日

- ハ 寄附活用事業に係る事業の歳出予算がその認定地方公共団体の議会において議決される前にその寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合 その寄附金を受領した日
- ② 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が次のいずれかに該当するときは、その認定地方公共団体は内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとする。ただし、寄附金を支出した法人がその名称の公表を希望しない場合であって、その公表を希望しない理由が正当であることについて、その寄附金を受領した認定地方公共団体が第三者を含む審議会等の確認を受けたときは、公表しないことができることとする。
  - イ その寄附活用事業に係る事業の入札において応札者が一の者又は一の者 とその者の関係者のみであり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人 等である場合
  - ロ その寄附活用事業に係る事業に関する契約が随意契約(少額のものを除 く。)であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合
  - ハ その寄附活用事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその 関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合
  - ニ その寄附活用事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係 者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合
- ③ 上記②の報告を受けた内閣総理大臣は、その報告を受けた寄附活用事業及び寄附金を支出した法人の名称(その名称を公表しない場合は、その理由)を公表することとする。
- ④ 認定地方公共団体は、寄附活用事業に係る事業について、一般競争入札、 指名競争入札又は随意契約(少額のものを除く。)により契約の相手方を選 定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表することとす る。
- ⑤ 地域再生計画の認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、地域再生計画の認定を受けることができないこととする。ただし、地方公共団体が自ら認定の取消しを申し出たこと

により地域再生計画の認定が取り消された場合(地域再生計画の認定が取り消されることを予見して申し出た場合を除く。)は、この限りでない。

- ⑥ その他所要の措置を講ずる。
- 2 円滑・適正な納税のための環境整備

### (国 税)

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しを行う。

- (1) 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。
- (2) いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における 処理の方法を適正化する。
- 3 その他の租税特別措置等

# (国 税)

### 〔新設〕

青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができることとする。

- (注1)上記の「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のものをいう。
- (注2) 上記の「一定の規模以上のもの」とは、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいう。
  - (1) 機械装置 2,000 万円
  - (2) 器具備品 200 万円
- (注3) 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は 20 億円を

限度とする。

## [拡充等]

- (1) 沖縄関連税制のうち次の措置について、主務大臣の確認要件に係る措置期間 につき適正化を図った上、それぞれ次の措置を講ずる(特別償却制度は、所得 税についても同様とする。)。
  - ① 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合 の法人税額の特別控除制度について、対象施設から国際健康管理・増進施設 を除外した上、その適用期限を2年延長する。
  - ② 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人 税額の特別控除制度について、対象事業からパッケージソフトウェア業を除 外した上、その適用期限を2年延長する。
  - ③ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象事業からデザイン業 を除外した上、その適用期限を2年延長する。
  - ④ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象となる国際物流拠点産業集積地域につき次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
    - イ 津嘉山地区、照屋地区及び神里地区(南風原町)並びに友寄地区(八重瀬町)を加える。
    - ロ その全域が対象である那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市 の区域につき国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定する。
  - (注)上記の措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行う。
- (2) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、産業競争力強化法の事業適応計画(エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。)の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画(仮称)に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として導入する生産工程効率化等設備の取得等をする場合のその生産工程効率化等設備について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象とする(所

得税についても同様とする。)。

- (3) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。
  - ① 異常災害損失に係る保険の種類について火災保険等、動産総合保険等及び 賠償責任保険を同一の区分とした上、その区分に係る異常災害損失率を 55%(現行:火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険の区分ごとに 50%)とする。
    - (注1) 上記の「火災保険等」とは、火災保険及び風水害保険をいう。
    - (注2) 上記の「動産総合保険等」とは、動産総合保険、建設工事保険、貨物 保険及び運送保険をいう。
  - ② 前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額の計算及び洗替保証限 度額の計算に係る保険の種類について、火災保険等、動産総合保険等及び賠 償責任保険を同一の区分とする。
  - ③ 火災保険等及び動産総合保険等に係る特例積立率について、対象事業年度 を火災保険等、動産総合保険等及び賠償責任保険に係る異常危険準備金の残 高がこれらの保険の正味収入保険料の 30%以下の事業年度とした上、その 適用期限を3年延長する。
  - ④ 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長する。
- (4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の措置を講じた上、その適 用期限を3年延長する(探鉱準備金制度は、所得税についても同様とする。)。
  - ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の積立限度額について、当該事業年度開始の目前5年以内に開始した各事業年度における新鉱床探鉱費の額又は国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額の合計額が零である場合には、現行の積立限度額から、次のイの金額から口の金額を控除した残額(現行の積立限度額に25%を乗じて計算した金額を限度とする。)を控除することとする。
    - イ 当該事業年度における次の金額の合計額
      - (イ)積立て後5年を経過した探鉱準備金又は海外探鉱準備金の取崩しにより益金の額に算入される金額
      - (ロ) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の任意の取崩しにより益金の額に算入 される金額
    - ロ 当該事業年度における新鉱床探鉱費の額及び探鉱用機械設備の償却額の

合計額又は国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の額及び海外探鉱用機械設備の償却額の合計額

- (注)上記の改正は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ② 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者に準ずる法人の要件のうち「その 法人の有する議決権割合が 50%以上である外国法人にその法人の役員及び その法人又はその子会社の技術者が派遣されていること」との要件について、 役員に重要な使用人を加えるとともに、技術者から重要な使用人を除外する。
- (5) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度について、 対象となる国際物流拠点産業集積地域につき次の見直しを行った上、その適用 期限を2年延長する。
  - ① 津嘉山地区、照屋地区及び神里地区(南風原町)並びに友寄地区(八重瀬町)を加える。
  - ② その全域が対象である那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の 区域につき国際物流拠点産業の集積が見込まれる地区に限定する。
- (6) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)。
  - ① 農業経営基盤強化準備金制度の積立限度額の計算の基礎となる金額のうち 農用地の取得に充てるための金額について、農用地のうち農業経営基盤強化 促進法に規定する地域計画の区域においてその法人の利用が見込まれるもの の取得に充てるための金額(現行:農用地の取得に充てるための金額)に限 定する。
    - (注)上記の改正は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
  - ② 農用地等を取得した場合の課税の特例の対象となる農用地について、農業 経営基盤強化促進法に規定する認定計画の定めるところにより取得をする農 用地で同法に規定する地域計画にその法人が利用するものとして定められた もの(現行:認定計画の定めるところにより取得をする農用地)に限定する。
    - (注)上記の改正は、令和8年4月1日以後に取得をする農用地について適用 する。
  - ③ 確定申告書等に添付することとされている農林水産大臣の証明書について、

その証明書の原本の添付のほか、その写しの添付を可能とする。

- (7) 特定の医療法人の法人税率の特例における承認要件について、次の見直しを行う。
  - ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)とする。
  - ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療 による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを 法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額 を加える。
  - (注1)上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務(上記②にあっては、本来業務)に係るものをいう。
- (注2) 上記の「医療保健業務」とは、特定の医療法人の本来業務及び附帯業務 (医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。) をいう。

#### [延長]

- (1) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限を2年延長する(特別償却制度は、 所得税についても同様とする。)。
  - (注)上記の措置について、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度の廃止に伴う所要の整備を行う。
- (2) 沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度の

適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)。

(3) 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度の適用期限を2年延長する。

### [廃止・縮減等]

- (1) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する(所得税についても同様とする。)。
- (2) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止する(所得税についても同様とする。)。
- (3) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別 償却制度について、施設規模要件を4億5,000万円以上(現行:4億円以上) に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- (4) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産から感染症の 発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産(サー モグラフィ装置)を除外した上、その適用期限を2年延長する(所得税につい ても同様とする。)。
- (5) 共同利用施設の特別償却制度について、建物の取得価額要件を 650 万円以上 (現行:600 万円以上) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち次の措置について、対象事業から、コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除外した上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)。ただし、次の①の措置は、半島振興法の期限の延長を前提とする。
  - ① 半島振興対策実施地域に係る措置
  - ② 離島振興対策実施地域に係る措置
- (7) 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の 見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する(所得税についても同様と する。)。
- (8) 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度について、対象事業からパッケージソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- (9) 特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、 廃止する。なお、令和7年4月1日前にした特定空港運営事業に係る公共施設 等運営権の設定については、現行の延払基準の方法により収益の額及び費用の 額を計算することができる経過措置を講ずる。
- (10) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。
- (11) 関係法令の改正を前提に、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、超過分配事業年度における金銭の分配の額が分配可能利益の額の 90% を超えていることとする要件における分配可能額の計算上加算される超過分配額を、金銭の分配の額が受託法人の当該事業年度終了の時における純資産価額から元本の額及び評価・換算差額等の額の合計額を控除した金額(現行:純資産価額から元本の額を控除した金額)を上回る場合におけるその上回る部分の金額とする。
- (12) 帰還・移住等環境整備推進法人に対する土地等の譲渡に係る法人の一般の 土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置(優良住宅地の造成等のため の譲渡等に係る適用除外)は、令和7年3月31日をもって廃止する。

#### (地方税)

#### [延長・拡充等]

- (1) 国税 [拡充等] (1) の見直し及び延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及 び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (2) 国税〔拡充等〕(2) の見直しに伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用する。
- (3) 国税〔延長〕(1) の延長に伴い、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用する。
- (4) 一般送配電事業者又は配電事業者の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額(以下「賠償負担金相当金額等」という。)を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等

に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限を5年 延長する。

(5) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合に おいて控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給 を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガスの供給 に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課 税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

### [廃止]

- (1) 国税〔廃止・縮減等〕(1) の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。
- (2) 国税〔廃止・縮減等〕(2) の廃止に伴い、法人住民税及び法人事業税について、国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

#### 4 その他

### (国 税)

- (1) 非営利型法人の要件のうち「その定款に解散したときはその残余財産が公益 社団法人等に帰属する旨の定めがあること」及び「その定款に解散したときは その残余財産が特定の個人又は団体(公益社団法人等を除く。)に帰属する旨 の定めがないこと」との要件について、その残余財産の帰属先として認められ るものの範囲に、公益信託制度改革により創設される新たな公益信託制度にお ける公益信託の信託財産を加える。
- (2) 共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、特別の法律により設立された法人のうちその組合員である事業者又は消費者の相互扶助その他これに類する目的を有する一定のもの(以下「対象組合」という。)のみが当事者となるものに係る適格要件について、次の見直しを行う。
  - ① その合併については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件(その合併の直前にその合併に係る被合併法人の全てについて他の者との間に当該他の者による支配関係がない場合等には、株式継続保有要件を含む。)を除外する。
  - ② その分割型分割については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件(その分割型分割の直前にその分割型分割に係る分割法人の全てについて

他の者との間に当該他の者による支配関係がない場合には、株式継続保有要件を含む。)を除外する。

- (注)上記の「対象組合」とは、次の法人をいう。
  - ① 公益法人等(法人税法別表第二)のうち、漁業共済組合、漁業共済組合 連合会、漁船保険組合、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒 販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、商工組合、商工組合連合会、 農業共済組合、農業共済組合連合会、公的医療機関に該当する病院等を設 置する農業協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合
  - ② 協同組合等(法人税法別表第三)のうち、次のもの以外のもの
    - イ 漁業生産組合
    - 口 生活衛生同業組合
    - ハ 生活衛生同業組合連合会
    - 二 生産森林組合
    - ホ 農事組合法人(農業の経営(その行う農業に関連する一定の事業及び 農業と併せ行う林業の経営を含む。)を行うものに限る。)
  - ③ 特例農業協同組合中央会
- (3) 公益法人等の収益事業に係る課税について、次の見直しを行う。
  - ① 収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業及び不動産貸付業に、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に記載された緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の一部を負担して行うものを加える。
  - ② 次の収益事業から除外される医療保健業の各要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額又は事業収益の額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)とする。
    - イ 医師会法人等がその開設する病院又は診療所において行う医療保健業の 要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分 の60を超えることとの要件
    - ロ 公的医療機関に該当する病院等を設置する農業協同組合連合会が行う医療保健業の要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が事業収益

の額の 100 分の 80 を超えることとの要件

- ハ 無料又は低額な料金による診療事業等を行う公益法人等が行う医療保健 業の要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100分の80を超えることとの要件
- (注1)上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務に係るものをいう。
- (注2) 上記の「医療保健業務」とは、上記イからハまでの法人のそれぞれの本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。ただし、上記ロの法人の附帯業務にあっては、障害福祉サービスに係る業務を除く。
- (4) 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合につき次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)。
  - ① 割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の投資簿価修正前の帳 簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額とする。
  - ② 割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において上記の通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算する。
  - (注1)上記の「簿価修正相当額」とは、離脱法人の株式を有する通算法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時(以下「前期期末時」という。)においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配の直前においてその離脱法人が有する資

産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいう。

- (注2)上記(注1)の「離脱法人」とは、他の通算法人(初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。)のうち上記の株式分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいう。
- (注3)上記(注1)の前事業年度終了の時は、上記(注1)の通算法人が株式 分配の日以前6月以内に仮決算による中間申告をしていた場合には、その 中間申告に係る期間終了の時とする。
- (注4) 前期期末時から株式分配の直前の時までの間に上記(注1) の離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額(所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く。) の増減がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額にその増減額を加減算し、株式分配の直前の時において上記(注1) の離脱法人が有する資産に他の離脱法人の株式がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額に他の離脱法人の株式の簿価修正相当額を加減算する。
- (注5) 通算法人の行った適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の行った分割型分割に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分割資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる分割純資産対応帳簿価額についての分割型分割の直前のその通算法人の資本金等の額及び分割型分割の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合の計算上含まれる通算子法人の株式の帳簿価額についても、同様とする。
- (5) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる国 庫補助金等の範囲について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開 発機構法に基づく次の補助金等を加える(所得税についても同様とする。)。
  - ① 鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金

- ② デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業等に係る助成金
- (6) スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、 損金算入しないこととする(所得税についても同様とする。)。
- (7) 受益証券発行信託に関する会計の見直しを前提に、法人が有する特定受益証券発行信託の受益権(以下「所有受益権」という。)につき元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合における所有受益権の譲渡損益の計算について、その譲渡原価を所有受益権の帳簿価額に元本減少割合を乗じて計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる(所得税についても同様とする。)。
  - (注1)上記の「元本減少割合」とは、特定受益証券発行信託の元本の払戻しの 直前の元本の額のうちに元本の払戻しにより減少した特定受益証券発行信 託の元本の額の占める割合をいう。
  - (注2)上記の改正は、令和8年4月1日以後に行われる元本の払戻しについて 適用する。
- (8) リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。
  - ① 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的 となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその 法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額 は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。
    - (注1)上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうち リース取引 (ファイナンス・リース取引)以外のものをいう。
    - (注2) 上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及び その資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ず る原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰 延資産となる費用の額を除く。
  - ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法(同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同

日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。)により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる(所得税についても同様とする。)。

- ③ 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする(所得税についても同様とする。)。
  - (注) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。) については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (9) 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、引き続き公共法人(法人税法別表第一)とする。
- (10) 土地改良法の改正により次の法人の解散時の財産処分に係る見直し等が行われた後も、引き続き次の措置を講ずる。
  - ① 土地改良区及び土地改良区連合を公共法人(法人税法別表第一)とする。
  - ② 土地改良事業団体連合会を公益法人等(法人税法別表第二)とする。
- (11) 独立行政法人男女共同参画機構法(仮称)の制定を前提に、独立行政法人 男女共同参画機構(仮称)を公共法人(法人税法別表第一)とする。
- (12) 日本学術会議法(仮称)の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を公益法人等(法人税法別表第二)とする。
- (13) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構(仮称)を公益法人等(法人税法別表第二)とする。
- (14) 社会医療法人制度における認定要件について、関係法令の改正により次の

- 見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等 (法人税法別表第二)とする。
- ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)とする。
- ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、現行の医療診療 による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを 法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額 を加える。
- ③ 本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの要件について、現行の本来業務に係る費用の額及び経常費用の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、下限となる割合を 100 分の 63 とする。
- (注1)上記の「補助金等に係る収入金額」とは、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む。)に係る収入金額及び国等からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からの委託を含む。)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務(上記②にあっては、本来業務)に係るものをいう。
- (注2) 上記の「医療保健業務」とは、社会医療法人の本来業務及び附帯業務 (医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。
  - ① マンション除却組合(仮称)を公益法人等とみなして、収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とする。

- ② マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合 (仮称)及びマンション等売却組合(仮称)への改組後も、引き続き公益法人等とみなす。
- ③ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き公益法人等とみなす。
- (16) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地所有適格法人について、議決権要件の特例が措置された後も、引き続き現行の措置を適用する。

### (地方税)

- (1) リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。
  - ① 事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置を講ずる。
    - (注)上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引 (ファイナンス・リース取引)以外のものをいう。
  - ② 国税(8)の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税について所要の措置を講ずる。
- (2) 土地改良法の改正により土地改良区及び土地改良区連合の解散時の財産処分 に係る見直し等が行われた後も、その見直し後の各法人について、引き続き法 人住民税及び法人事業税を非課税とする措置を講ずる。
- (3) 独立行政法人男女共同参画機構法(仮称)の制定を前提に、独立行政法人男女共同参画機構(仮称)を非課税独立行政法人とする(非課税独立行政法人の規定があるその他の全ての税目についても同様とする。)。
- (4) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

#### 四 消費課税

1 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

### (国 税)

外国人旅行者向け消費税免税制度について、次の見直しを行う。

## (1) 免税方式の見直し

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から 90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」という。)を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。
  - (注)上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国 時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税 購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。
- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- ③ 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者(承認送信事業者を含む。) に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関 確認情報を提供するものとする。
- (2) 免税対象物品の範囲の見直し
  - ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
  - ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。
- (3) 免税販売手続の見直し
  - ① 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示を求めることとし、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとする。
  - ② 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとし、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とする。また、輸出物品販売場を経営する事業者

- は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとし、その証明書類の保存を不要とする。
- ③ 100 万円(税抜き)以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信 事項にその免税対象物品を特定するための情報(シリアルナンバー等)を加 える。
- ④ 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。
- ⑤ 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その 免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより 出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類によ り輸出したことを確認する取扱いを廃止する。
- (4) 輸出物品販売場の許可要件の見直し
  - ① 一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止するとともに、次の見直しを行う。
    - イ 輸出物品販売場の許可については、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることを要件とする。
    - ロ 上記イの許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手 続事業者に免税販売手続を代理させることができることとする。
    - ハ 免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させる場合の免税手続カウンターの設置場所については、特定商業施設の要件に代えて、免税対象物品を販売した日と同一の日に免税販売手続ができることを要件とする。
  - ② 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合を加える。
- (5) 基地内輸出物品販売場制度を廃止する。
- (6) 免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備を行うほか、 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- (注1)上記((3)⑤を除く。)の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税

対象物品の譲渡等について適用することとし、上記(3)⑤の取扱いは、令和7年3月31日をもって廃止する。

(注2) 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度における免税方式、免税対象酒類 の範囲、免税販売手続及び許可要件並びに免税購入対象者に対する即時徴収 及び罰則等について、所要の措置を講ずる。

### (地方税)

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、地方消費税について所要の 措置を講ずる。

- (注)上記の改正は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 租税特別措置等

(国 税)

[延長·拡充等]

- (1) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年 延長する。
- (2) 新車新規登録から 13・18 年を経過した検査自動車に係る自動車重量税率の特例措置について、車検制度の見直しに伴う規定の整備を行う。

(地方税)

#### [新設]

#### 〈軽自動車税種別割〉

原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とする。

# [延長·拡充]

## 〈自動車税環境性能割〉

- (1) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス 並びにユニバーサルデザインタクシー (新車に限る。) に係る自動車税環境性 能割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長するとともに、期限延長に伴 う所要の措置を講ずる。
- (3) バス等及び車両総重量が 3.5 t を超えるトラック (トレーラーを除く。) で

歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したもの(新車に限る。) に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 〈軽油引取税〉

(4) 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が 国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その 他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当 該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、日伊物品役務 相互提供協定の締結を前提に、同協定に基づきイタリア共和国の軍隊の船舶の 動力源に供するため譲渡する場合を対象に加える。

### 3 その他

### (国 税)

- (1) リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。
- (2) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正を前提に、先端技術研究成果活用機構(仮称)を消費税法別表第三法人とする。
- (3) 日本学術会議法(仮称)の制定を前提に、日本学術会議の法人化により新たに設立される法人を消費税法別表第三法人とする。
- (4) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を前提に、次の措置を講ずる。
  - ① マンション除却組合(仮称)を消費税法別表第三法人とみなす。
  - ② マンション建替組合及びマンション敷地売却組合のマンション再生組合 (仮称)及びマンション等売却組合(仮称)への改組後も、引き続き消費税 法別表第三法人とみなす。
  - ③ 敷地分割組合の業務範囲の見直し後も、引き続き消費税法別表第三法人とみなす。

- (5) 資産の譲渡等の範囲に、放送法の一部を改正する法律による改正後の放送法 に規定する配信で、法律により受信者がその締結を行わなければならないこと とされている契約に基づき受信料を徴収して行われるものを加える。
- (6) 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類の範囲に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定するカード代替電磁的記録を加える。
- (7) 関係法令の改正を前提に、改正後の社会医療法人等について、引き続き消費 税法別表第三法人とする。
- (8) 社会保険診療報酬支払基金法等の改正を前提に、社会保険診療報酬支払基金の業務範囲の見直し等が行われた後も、引き続き消費税法別表第三法人とする。
- (9) 土地改良法の改正を前提に、土地改良事業に係る見直し等が行われた後も、 土地改良区等を引き続き消費税法別表第三法人とする。
- (10) 新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正を前提に、引き続き消費税を非課税とする。
- (11) 他国との間で部隊間協力円滑化協定が締結されることを前提に、訪問部隊が同協定に基づき輸入する公用品等及び国内において航空機に積み込む航空機燃料については、既存の同種の協定において認められる範囲内でこれらの物品に係る内国消費税及び航空機燃料税を免除する。
- (12) 農地所有適格法人の組合員等である特定農業者について、農業経営基盤強化法の改正に伴い、農地所有適格法人の議決権要件の特例が措置された後も、引き続き現行の構造改革特別区域法に規定する酒税法の特例を適用する。

## (地方税)

#### 〈自動車税·軽自動車税〉

(1) 他国との間で部隊間協力円滑化協定が締結されることを前提に、訪問部隊が 同協定に基づき取得し、又は所有する自動車等に係る自動車税及び軽自動車税 については、既存の同種の協定において認められる範囲内で非課税とする等の 所要の措置を講ずる。

#### 〈軽油引取税〉

(2) 他国との間で部隊間協力円滑化協定が締結されることを前提に、訪問部隊が

同協定に基づき軽油の輸入をする場合及び国内において軽油の引取りを行う場合については、既存の同種の協定において認められる範囲内で軽油引取税を免除するほか、所要の措置を講ずる。

- (3) 免税軽油を使用する鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき国土交通大臣が指定する特定旅客輸送事業者等に限る。)が、非化石エネルギーへの転換のための措置として、鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油し、当該鉄道用車両又は当該軌道用車両の動力源の燃料として消費する場合について、次の措置を講ずる。
  - ① 製造の承認を受ける義務を免除する。
  - ② 軽油引取税のみなす課税を適用しないこととする。
  - その他所要の措置を講ずる。

### 五 国際課税

1 グローバル・ミニマム課税への対応

#### (国 税)

- (1) 軽課税所得ルールに対応するため、次の措置を講ずる。
  - ① 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)の創設 イ 納税義務者
    - (イ) 内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を 納める義務がある。
    - (ロ) 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(その所在地国が我が国であるものに限る。(1) において同じ。) を有する構成会社等である場合に、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を納める義務がある。
    - ロ課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額について、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課する。

- (イ) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人
- (ロ) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等

である外国法人

### ハ 国際最低課税残余額

## (イ) 内国法人に係る国際最低課税残余額

内国法人に係る国際最低課税残余額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る国内グループ 国際最低課税残余額に、次に掲げる割合(その特定多国籍企業グループ 等に属する各種投資会社等又は導管会社等がある場合にあっては、一定 の調整を加えて計算した割合)を合計した割合を乗じて計算した金額と する。

- a 我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうち にその内国法人(その所在地国が我が国であるものに限る。bにおい て同じ。)の従業員等の数が占める割合に50%を乗じて計算した割合
- b 我が国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうち にその内国法人の有形資産の額が占める割合に 50%を乗じて計算し た割合
- (注)特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社 等である外国法人に係る国際最低課税残余額についても同様とする。

#### (ロ) 国内グループ国際最低課税残余額

国内グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額に、次に掲げる割合(その特定多国籍企業グループ等に属する各種投資会社等又は導管会社等がある場合にあっては、一定の調整を加えて計算した割合)を合計した割合を乗じて計算した金額とする。

- a 我が国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに我が国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合に 50%を乗じて計算した割合
- b 我が国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に 相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地

国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに我が国を所在地 国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が占める割合に 50%を 乗じて計算した割合

## (ハ) グループ国際最低課税残余額

グループ国際最低課税残余額は、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る国際最低課税額等及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額とする。

### (二) 適用免除基準

特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とする。

### ニ 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額(課税標準)に 100 分の 90.7 の税率を乗じて計算した金額とする。

#### ホー申告及び納付等

- (イ)各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行う。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額(課税標準)がない場合は、その申告を要しない。
- (ロ)電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

#### へその他

各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とする。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とする。

また、質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

② 特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し

### イ 課税の対象

特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定 多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の 国際最低課税残余額に対する法人税の額(附帯税の額を除く。)を加え、 その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税 (仮称)に改める。

## ロ その他

税額の計算、申告、納付、質問検査、罰則等については、現行の特定基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

③ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し

## イ 提供義務者

提供義務者の範囲に、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等 を有する構成会社等である外国法人を加える。

ロ グループ国際最低課税額等報告事項等

本制度により提供すべき事項の範囲に、国際最低課税残余額に関する一定の事項を加える。

- ハーその他所要の措置を講ずる。
- ④ 上記の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- ⑤ 適用関係
  - イ 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税は、法人の令和8 年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用する。
  - ロ 上記②の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する課税対象会計 年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税につ いて適用する。
  - ハ 上記③の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度 に係るグループ国際最低課税額等報告事項等について適用する。
  - ニ 上記④の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度

の国際最低課税残余額に対する法人税について適用する。

- (2) 国内ミニマム課税に対応するため、次の措置を講ずる。
  - ① 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の創設

## イ 納税義務者

- (イ) 内国法人は、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務がある。
- (ロ) 外国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等(その所在地国が我が国であるものに限る。(2) において同じ。)を有する構成会社等である場合又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である場合に、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を納める義務がある。

### ロ 課税の範囲

次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課する。

- (イ)特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定 定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人
- (ロ)特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人

#### ハ 国内最低課税額

国内最低課税額は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあっては「構成会社等に係る国内最低課税額」(注1)とし、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその共同支配会社等でないものにあっては「共

同支配会社等に係る国内最低課税額」(注2)とする。

- (注1) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人等にあっては構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とし、「構成会社等に係る国内最低課税額」に準じて計算する。
- (注2)特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会 社等である外国法人等にあっては共同支配会社等の恒久的施設等に係 る国内最低課税額とし、「共同支配会社等に係る国内最低課税額」に 準じて計算する。
- (イ) 構成会社等に係る国内最低課税額

構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

- a 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率(15%をいう。以下同じ。)を下回り、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあっては、(b)に掲げる金額)
- (注1)上記の「国内実効税率」とは、(a)に掲げる金額が(b)に 掲げる金額のうちに占める割合をいう。
  - (a) 国内グループ調整後対象租税額(我が国を所在地国とする全 ての構成会社等の国内調整後対象租税額の合計額をいう。以下 同じ。)
  - (b) 国内グループ純所得の金額
- (注2) 上記の「国内グループ純所得の金額」とは、我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算所得金額の合計額から我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額をいう。
- (a) 当期グループ国内最低課税額(国内グループ純所得の金額から我

が国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に基準税率から 国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。(b) において同じ。)に、その当期グループ国内最低課税額が算出され ることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を 乗じて計算した金額

- (b) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額(過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額につき再計算を行うことが求められる場合において、その過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として計算される金額をいう。以下同じ。)に過去帰属割合(再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう。以下同じ。)を乗じて計算した金額
- (c) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額(その内国法人に係る個別計算所得金額のうち他の構成会社等に分配されなかった部分に対応する国内最低課税額として計算される金額をいう。以下同じ。)
- b 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあっては、(a)に掲げる金額)
  - (a) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰 属割合を乗じて計算した金額
- (b) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低 課税額
- c 特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がない場合 (a)及び(b)に掲げる金額の合計額(国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が我が国に係る特定国別

調整後対象租税額を超える場合にあっては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人で当該対象会計年度においてその構成会社等でないものにあっては(a)に掲げる金額とする。)

- (a) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰 属割合を乗じて計算した金額
- (b) 内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低 課税額
- (c) 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額(国内グループ調整 後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から我が国に係る特 定国別調整後対象租税額を控除した残額をいう。)に、その永久差 異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内 国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金 額
- (ロ)特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であった内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度においてその内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における上記(イ)a(b)、b(a)又はc(a)に掲げる金額があるときは、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額に含む。

### (ハ) その他

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例を設ける。また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準を設ける。

(二) 共同支配会社等に係る国内最低課税額 共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る 国内最低課税額と同様に計算した金額とする。

### ニ 税額の計算

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)に 100 分の 75.3 の税率を乗じて計算した金額とする。

### ホ 申告及び納付等

- (イ)各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6 月)以内に行う。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額(課税標準)がない場合は、その申告を要しない。
- (ロ)電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

# へその他

各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とする。ただし、更正の理由付記の対象とし、推計課税の対象外とする。

また、質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

② 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)の創設

## イ 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

#### ロ税額の計算

- (イ) 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、 各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額(課税標 準)に753分の247の税率を乗じて計算した金額とする。
- (ロ) 国内最低課税額に係る特定基準法人税額は、各対象会計年度の国内最

低課税額に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。

## ハ 申告及び納付等

- (イ)国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行う。
- (ロ)電子申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

# ニ その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

③ グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設

イ グループ国内最低課税額報告事項等の提供

グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等の 最終親会社等の名称、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 の所在地国の名称、その特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額 に関する事項その他必要な事項及び収入金額等に関する適用免除基準の適 用を受けようとする旨等(以下「グループ国内最低課税額報告事項等」と いう。)を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合に は、1年6月)以内に、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)によ り、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

(注)上記の「グループ国内最低課税額報告対象法人」とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)である内国法人、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)である内国法人、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人、特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人又は過去対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等若しくは特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった一定の法人をいう。

## ロー提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等(指定提供会社等を指定した場合には、指定提供会社等)の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等の提供を我が国に対して行うことができると認められるときは、そのグループ国内最低課税額報告事項等の提供義務者である法人の提供義務を免除する。

#### ハ その他

グループ国内最低課税額報告事項等の提供義務者が複数ある場合の提供 義務の免除、最終親会社等届出事項の提供、罰則等については、現行の特 定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度と同様とする。

- ④ 上記の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- ⑤ 適用関係
  - イ 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税は、法人の令和8年4 月1日以後に開始する対象会計年度から適用する。
  - ロ 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税は、法人の 令和8年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用する。
  - ハ 上記③の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度 に係るグループ国内最低課税額報告事項等について適用する。
  - 二 上記④の改正は、法人の令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度 の国内最低課税額に対する法人税について適用する。
- (3) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等について、次の見直しを行う。
  - ① 構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち外国子会社合算税 制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額 等の計算について、その対象に法人税等調整額を加える。
  - ② 再計算国別国際最低課税額の計算を行う場合において、過去対象会計年度 において計上された繰延税金負債に係る調整後対象租税額のうちにその過去 対象会計年度の5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩され なかった繰延税金負債に係る部分の金額を減額することとされる措置につい て、その繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例を設ける。
  - ③ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が異なる他

の構成会社等との間で取引が行われた場合に、その取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす調整措置について、共同支配会社等との間で行われた取引等をその対象に加える。

- ④ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の販売が行われた場合に、その販売を行った構成会社等の取引に係る金額につき独立企業間価格相当額で行われたものとみなす調整措置について、その取引においてその資産の購入を行った構成会社等をその対象に加える。
- ⑤ 被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合に おける導管会社等に係る当期純損益金額の特例の適用に当たっては、被分配 会社等の所在地国における法令において他の導管会社等及び対象導管会社等 の収入等がその構成員の収入として取り扱われることを要件とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

## (地方税)

法人住民税の計算の基礎となる法人税額に各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(仮称)及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税(仮称)の額を含まないこととするほか、所要の措置を講ずる。

2 外国子会社合算税制等の見直し

#### (国税)

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等に ついて、次の見直しを行う。

- (1) 内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する 金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日か ら4月(現行:2月)を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の 金額の計算上、益金の額に算入する。
- (2) 申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げるものを除外する。
  - ① 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書
  - ② 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
- (3) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る

外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)及び(2) と同様の見直しを行う。

- (注1)上記の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用する。
- (注2) 内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の 課税対象金額等(その外国関係会社の令和6年 12 月1日から令和7年1月 31 日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。)について、その外国 関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法 人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適 用を受けることができる経過措置を講ずる。

## (地方税)

個人住民税、法人住民税及び事業税について、内国法人の外国関係会社に係る 所得の課税の特例(外国子会社合算税制)等の見直しに関する国税の取扱いに準 じて所要の措置を講ずる。

# 3 その他

#### (国 税)

令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の 特例を次のとおり創設する。

- (1) 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者及びその公式 参加者の博覧会関連業務(2027年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する 業務をいう。)を行う一定の外国法人(以下「公式参加者等」という。)並びに 博覧会国際事務局の一定の恒久的施設帰属所得等については、法人税を課さな い。
  - (注)上記の「公式参加者」とは、日本国政府からの2027年国際園芸博覧会 への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関(外国法人に限る。)を いう。
- (2) 公式参加者等に勤務する非居住者等及び博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者の一定の給与については、所得税を課さない。
- (3) 上記(1) の公式参加者等又は博覧会国際事務局の法人税の課税対象とされ

る国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税が非課税とされる場合に 確定申告書等の提出を不要とする等の所要の措置を講ずる。

# (地方税)

- (1) 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者等に係る課税の特例を次のとおり創設する。
  - ① 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の公式参加者及びその公式参加者の博覧会関連業務(2027年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務をいう。以下同じ。)を行う一定の外国法人(以下「公式参加者等」という。)並びに博覧会国際事務局のうち、一定の博覧会関係業務のみを行う恒久的施設以外の恒久的施設を有さない者に対しては、法人住民税及び法人事業税を課さない等の所要の措置を講ずる。
    - (注)上記の「公式参加者」とは、日本国政府からの2027年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関(外国法人に限る。)をいう。
  - ② 公式参加者等又は博覧会国際事務局のうち上記①の適用を受け法人住民税 及び法人事業税が非課税とされる場合に確定申告書等の提出を不要とする等 の所要の措置を講ずる。
  - ③ 公式参加者等若しくは博覧会国際事務局、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、同協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(公式参加者等を除く。以下同じ。)又は家屋貸与者が博覧会関連業務の用に供するために取得した一定の家屋に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。
  - ④ 公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は公式参加者等に勤務する非居住者等若しくは博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者が取得し、又は所有する一定の自動車等に係る自動車税及び軽自動車税について、非課税とする措置を講ずる。
  - ⑤ 公式参加者等若しくは博覧会国際事務局、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、同協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者又は家屋等貸与者が博覧会関連業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。

- ⑥ 公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は公益社団法人2027年国際 園芸博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者が行う博覧会 関連業務の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講 ずる。
- ① 国又は地方公共団体が公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会に対して無償で貸し付け、又は使用させている土地で博覧会関連業務の用に供するものについて、国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する措置を講ずる。
- (2) 個人住民税、法人住民税及び事業税について、国税における諸制度の取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

## 六 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- 1 防衛特別法人税(仮称)の創設
  - (1) 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある。

- (注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。
- (2) 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税 を課する。

- (3) 税額の計算
  - ① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額とする。
  - ② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とする。
  - ③ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。
    - イ 所得税額の控除
    - ロ 外国税額の控除
    - ハ 分配時調整外国税相当額の控除
    - ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除

- ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- へ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ④ 基礎控除額は、年 500 万円とする。なお、通算法人の基礎控除額は、年 500 万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。
  - (注)上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人 税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額によ り配分する。
- ⑤ 次の税額控除を行うこととする。
  - イ 外国税額の控除
  - ロ 分配時調整外国税相当額の控除
  - ハ 控除対象所得税額等相当額の控除
  - ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

# (4) 申告及び納付等

- ① 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛 特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。
  - (注)上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に 開始する課税事業年度から適用する。
- ② 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、 各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とする。
- ③ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とする。
- ④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。
- ⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年

度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。

# (5) その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

# (6) 適用関係

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

# 2 たばこ税

- (1) 加熱式たばこの課税方式の見直し
  - ① 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算 した紙巻たばこの本数とする。
    - イ 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
    - (注) 1本当たりの重量が 0.35g未満のものについては、当該加熱式たば この1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。
    - ロ 上記イ以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2gをもって 紙巻たばこの1本に換算する方法
    - (注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加 熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ 20 本に換算するこ ととする。
    - (注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記イに掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、(注1) を適用しない。
  - ② 上記①の改正は、令和8年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、その実施時期について次のとおり経過措置を講ずる。
    - イ 第一段階 令和8年4月1日

- 口 第二段階 令和8年10月1日
- ③ 上記①の改正に係る上記②の実施時期における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数(③において「現行の換算本数」という。)及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数(③において「新換算本数」という。)のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

		現行の換算方法	改正後の換算方法			
現行		現行の換算本数×1.0	_			
改工	第一段階	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5			
正案	第二段階	_	新換算本数×1.0			

- ④ 加熱式たばこの課税標準の算定において、重量から除外されるものの範囲 を明確化する。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。
- (2) たばこ税の税率の特例
  - ① 国のたばこ税の税率を、当分の間、1,000 本につき 8,302 円 (本則税率: 6,802 円) とする。
    - (注)上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率については、1,000 本につき 15,924 円 (本則税率: 14,424円) とする。
  - ② 上記①の改正は、令和9年4月1日から実施するが、激変緩和等の観点や 予見可能性への配慮から、税率改正の実施時期について次のとおり経過措置 を講ずる。
    - イ 第一段階 令和9年4月1日
    - 口 第二段階 令和10年4月1日
    - ハ 第三段階 令和11年4月1日
  - ③ 上記②による税率改正の実施時期における具体的なたばこ税の税率は、1,000本につき、次のとおりとする。
    - イ 第一段階 7,302円(本則税率:6,802円)
    - 口 第二段階 7,802円
    - ハ 第三段階 8,302円

- (注)上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率を、1,000本につき、第一段階で14,924円(本則税率:14,424円)に、第二段階で15,424円に、第三段階で15,924円に引き上げる。
- ④ 手持品課税を実施する。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

# 七 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直し

# (国 税)

電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

- (1) 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を 10%加重する措置(以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。)の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合(あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。)におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。
  - ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム(訂正又は削除を行うことができないものを含む。)を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
  - ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項(金額に係るものに限る。)を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム(訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。)を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。

- ③ その電子取引の取引情報(請求書・納品書等の重要書類に通常記載される 事項に限る。)に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税 関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性 を確認することができるようにしておくこと。
- ④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。
- (2) 上記(1) の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件(上記(1)の届出書に係る要件を含む。)を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとすることを可能とするほか、所要の措置を講ずる。
- (注1)上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。
- (注2) 上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。
  - ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的 記録
  - ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録
- (注3)上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に 適合する電子計算機処理システムをいう。
- (注4)上記(注3)の「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録(特定電磁的記録に限る。)を上記(1)に掲げる要件に従って保存

を行うことができる機能を有していることとする。

- ① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様と してデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に 係る電磁的記録
- ② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録
- (注5) 上記(1) の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を 明確化する運用上の対応を行う。
- 2 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

# (地方税)

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、電子的に副本を送付することができるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をした ときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知した事項を、eLTAX を 経由し、当該申出をした者に提供することができることとする。
- (2) 過去に上記(1) の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、当該納税通知書等により通知する事項を、eLTAX を経由し、当該者に提供することができることとする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。
- (注1)電子的に副本を送付することができる地方税関係通知の範囲は、上記4税目の納税通知書(課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む。) 及び納付書等のこれに附属する通知とする。
- (注2) 上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用する。

#### 3 その他

#### (国 税)

(1) 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等による e-Tax の

#### 利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成した電磁的記録(いわゆる「イメージデータ」)を送信する場合等の要件について、次の措置を講ずる。

- ① その読取り等の要件を白色から黒色までの階調が 256 階調以上であること (現行:赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上であること)と する。
- ② そのファイル形式にJPEG(JPG)形式を加える。
- (注1)上記②の改正は、令和10年1月1日から施行する。
- (注2) 上記の改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修を行う。
- (注3) 令和6年度税制改正で措置することとされた「GビズIDとの連携による e-Tax の利便性の向上」について、GビズIDメンバーを活用して、企業の内部統制を担保しつつ、e-Tax の利便性の更なる向上に向けたシステム改修を行う。
- (2) 刑事手続のデジタル化との一体性に配慮した国税犯則調査手続の見直し 刑事手続のデジタル化の実現のための法整備を前提として、令和8年度税制 改正において、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、国税犯則調査 手続のデジタル化に対応するための制度の詳細について結論を得る。

# (地方税)

(1) 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大

令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人が見直されたことに伴い、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を追加する。

- (注)上記の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 軽油引取税の課税標準に係る規定の整備

特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に 譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽 油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の 数量を控除することを法令上明確化する。

(3) 刑事手続のデジタル化との一体性に配慮した地方税犯則調査手続の見直し 刑事手続のデジタル化の実現のための法整備を前提として、令和8年度税制 改正において、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、地方税犯則調 査手続のデジタル化に対応するための制度の詳細について結論を得る。

## 八 関税

- 1 暫定税率等の適用期限の延長等
  - (1) 令和7年3月31日に適用期限の到来する暫定税率(411品目)及び特別緊急関税制度について、令和8年3月31日まで適用期限の延長を行う。
  - (2) 加糖調製品(5品目)について、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大のため、次のとおり暫定税率の引下げを行う。

関税率表番号	主な品名	現行	改正案		
1806. 10-1	ココア粉	20.4%	19.0%		
1806. 20-2-(1)-B	ココアの調製品	20.9%	19.9%		
1901. 90-2-(1)-A-(b)	ミルクの調製品	22.3%	21.2%		
2106. 10-2-(1)-B	たんぱく質濃縮物	7.7%	5.8%		
2106. 90-2-(2)-E-(a)-	乳糖を含有する調	22.3%	21.2%		
ハ-(ロ)-Ⅲ-(I)	製食料品	44 <b>.</b> 3 70	41.470		

- (3) 令和7年3月31日に適用期限の到来する沖縄に係る特例措置(選択課税制度等)について、令和9年3月31日まで適用期限の延長を行う。
- (4) 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業について、給食用脱脂粉乳 に対する関税軽減措置(暫定無税)の対象に追加する。
- (5) 後発開発途上国(LDC)に対する特別特恵関税について、適用対象外となるまでの期間をLDC卒業後1年以内(現行)から3年以内に延長する。
- 2 個別品目の関税率の見直し
  - (1) リチウム=ビス(オキサラト)ボラートについて、暫定税率を無税とする。

(2) シクロヘキシル (エチル) (ジメチル) アンモニウム=ブロミド、シクロヘキシル (エチル) (ジメチル) アンモニウム=ヒドロキシド及び 1,6-ヘキサンジオールについて、基本税率を無税とする。

# 3 その他

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえた所要の措置を講ずる。

#### 令和7年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 (1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 (2)生命保険料控除の拡充	<b>▲</b> 5,830 <b>▲</b> 250	▲ 6,750 -
(3)住宅ローン控除の拡充 (4)企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 290 ▲ 200	<b>▲</b> 20
個人所得課税計	▲ 6,570	▲ 6,770
2. 法人課税 中小企業経営強化税制の拡充等	▲ 40	▲ 30
合 計	▲ 6,610	▲ 6,800

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
- (注2) 「1.(1)物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の引上げ(平年度▲5.450億円、初年度▲6.310億円)、給与所得控除の引上げ等(平年度▲280億円、初年度▲320億円)及び特定親族特別控除(仮称)の創設(平年度▲100億円、初年度▲120億円)である。
- (注3) 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。
- (注4) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

#### 【別掲】防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

(単位:億円)

改正事項	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税(仮称)の創設(令和8年4月施行) 2. たばこ税の見直し(令和8年4月施行)	5,280 440	8,210 1,170	7,710 2,150
合 計	5,720	9,380	9,860

- (注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。
- (注2) 令和7年度税制改正による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。
- (注3) 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされている。

# 令和7年度の税制改正(地方税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

(単位:億							1 J/				
改正事項		平年度			初年度						
	道.	府県税	市	町村税		計	道府県和	兑	市町村税	ī	<b>†</b>
1 個人住民税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業 調整への対応	<b>A</b>	264 264		486 486		750 750					
2 不動産取得税 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って 事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特 例措置の拡充	<b>A</b>	1			<b>A</b>	1	<b>A</b>	1		<b>^</b>	1
3 固定資産税 (1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の 設備投資に係る固定資産税の特例措置の 拡充及び適用期限の延長				7 9		7 9					
(2) その他 合 計	<b>A</b>	265	<b>A</b>	479	<b>A</b>	744	<b>A</b>	1		<b>A</b>	1
国税の税制改正に伴うもの	<b>A</b>	68	<b>A</b>	27	<b>A</b>	95	<b>A</b>	2		<b>A</b>	2
個人住民税	<b>A</b>		<b>A</b>	118		183					
法人住民税 法人事業税 地方たばこ税	•	18 16		5 96	•	6 18 112	<b>A</b>	2		•	2
再 計	<b>A</b>	333	<b>A</b>	506	<b>A</b>	839	<b>A</b>	3		<b>A</b>	3

- (注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。
- (注2) 「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、給与所得控除の引上げ等(▲700億円)及び特定親族特別控除(仮称)の創設(▲50億円)である。
- (注3) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に▲139億円の減収が生じることとなる。
- (注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲9億円と見込まれる。